

平成 25 年（2013 年）4 月 10 日
理事会

**公益社団法人 日本気象学会
声明等の取り扱いについて（理事会申合事項）**

（社）日本気象学会においては、学会が発表する声明等の取り扱いについて、平成 21 年（2009 年）3 月 13 日理事会申し合わせ事項として、その取り扱いを制定している。
今般、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日付で公益社団法人に移行したことに伴い、理事会申し合わせ事項を以下のように変更する。

（公社）日本気象学会における声明等の取り扱いについて（理事会申し合わせ事項）

制定 平成 21 年（2009 年）3 月 13 日
改正 平成 25 年（2013 年）4 月 10 日

- ① 気象学会自ら発表するもの
 - ・ 声明：学会名 総会で承認（総会に諮る場合には事前に会員の意見を聴取）
 - ・ 提言：理事長名 理事会で承認（理事会で案文作成後、全理事に照会。総会に報告。）
 - ・ 要請・要望：理事長名 理事会で承認（理事会で案文作成後、全理事に照会。）
- ② 依頼を受けて発表するもの
 - ・ 要請・要望：理事長名 理事会で承認（理事会で案文作成後、全理事に照会。）
- ③ 発表の基準
 - ・ 気象学会の活動に密接不可分な活動等に関連する事案。
 - ・ 依頼機関等のこれまでの活動等並びに今後の活動等において気象学、大気科学との密接な関連性が認められる場合。
- ④ 定義
 - ・ 声明：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を公に発表すること。
 - ・ 提言：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見を関係機関等に提出すること。
 - ・ 要請：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように関係機関等に願い出ること。
 - ・ 要望：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように期待すること。

(社) 日本気象学会における声明等の取り扱いについて (理事会申し合わせ事項)

制定 2009 年 3 月 13 日

- ① 気象学会自ら発表するもの
 - ・ 声明：学会名 総会で承認 (総会に諮る場合には事前に会員の意見を聴取)
 - ・ 提言：理事長名 常任理事会で承認 (常任理事会で案文作成後、理事に照会。総会に報告。)
 - ・ 要請：理事長名 常任理事会で承認 (常任理事会で案文作成後、理事に照会。理事会に報告。)
 - ・ 要望：理事長名 常任理事会で承認 (常任理事会で案文作成。理事会に報告。)
- ② 依頼を受けて発表するもの
 - ・ 要請：理事長名 常任理事会で承認 (常任理事会で案文作成後、理事に照会。理事会に報告。)
 - ・ 要望：理事長名 常任理事会で承認 (常任理事会で案文作成。理事会に報告。)
- ③ 発表の基準
 - ・ 気象学会の活動に密接不可分な活動等に関連する事案。
 - ・ 依頼機関等のこれまでの活動等並びに今後の活動等において気象学、大気科学との密接な関連性が認められる場合。
- ④ 定義
 - ・ 声明：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を公に発表すること。
 - ・ 提言：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見を関係機関等に提出すること。
 - ・ 要請：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように関係機関等に願い出ること。
 - ・ 要望：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように期待すること。